

【県の対象施設】島田市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 提出書類チェックシート

\*下記項目について確認を行い、「提出書類」及び「申請者チェック欄」の□に「レ」をチェックしてください\*

提出書類	申請者確認欄	確認事項	市確認欄
□ 交付申請書兼実績報告書	<input type="checkbox"/>	内容に記載漏れ・記載ミスはありませんか(「交付申請書記載例」を確認してください)。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	「資本金又は出資金」または「常時雇用する従業員数」について、中小企業者の要件に該当しますか(下の「別表1」を確認してください)。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	県の対象施設であることに間違いはありませんか(県の対象施設は県のHPまたは県のコールセンターへ確認してください)。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	【対象施設が2か所以上ある場合】申請書の裏面「対象施設の情報」欄に、2か所目以降の対象施設の情報を記載しましたか。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	「静岡県が実施する協力金申請」欄にレチェックをしましたか。そのうち、対象施設が2か所以上ある場合は、申請書の裏面「対象施設の情報」欄に、2か所目以降の対象施設の情報を記載しましたか。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	【「自動車教習所等」「集会・展示施設」「商業施設」の場合】「対象が1,000㎡超」の項目にレチェックをしましたか。	<input type="checkbox"/>
□ 誓約書	<input type="checkbox"/>	内容に記載漏れはありませんか。代表者印の押印がされていますか。	<input type="checkbox"/>
□ 確定申告書(写)	<input type="checkbox"/>	提出するのは、直近の確定申告書(控え)(税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの)ですか。それが提出できない場合、営業活動を行っていることがわかる書類として、【別表2】の書類を提出していますか。	<input type="checkbox"/>
□ 営業許可(写)	<input type="checkbox"/>	【対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得している場合】それがわかる書類(風俗営業の許可・届出、興行場の許可等)を提出していますか。	<input type="checkbox"/>
□ 休業がわかる書類(写)	<input type="checkbox"/>	事業収入額を示した帳簿(写)、休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等を提出していますか。それは、休業する施設等の名称や休業の状況(休業期間等)が記載されているものですか。	<input type="checkbox"/>
□ 請求書	<input type="checkbox"/>	内容に記載漏れはありませんか。代表者印の押印がされていますか。	<input type="checkbox"/>
□ 施設面積がわかる書類	<input type="checkbox"/>	【施設の種類が県の対象施設で「自動車教習所等」「集会・展示施設」「商業施設」の場合のみ】施設面積が1000㎡以上であることが確認できる書類ですか(県の対象施設におけるホテル・旅館については、「集会の用に供する部分」の面積がわかる書類の添付が必要です)。	<input type="checkbox"/>

※上記の書類の他、口座がわかるもの(通帳等)と、印鑑をお持ちください。

【別表1】中小企業者の要件

業種	中小企業者の要件(下記いずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

【別表2】確定申告書(写)(税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの)が提出できない場合の代替書類

事例	対応
税務署の受付印がない確定申告書(控え)しかない場合	その確定申告書(控え)と、併せて直近の月末締め帳簿等営業実態がわかるものを提出
直近の確定申告書が1年以上前のものとなってしまう場合	その確定申告書(控え)と、併せて直近の月末締め帳簿等営業実態がわかるものを提出
設立後決算期や申告時期を迎えていない場合	個人事業の開業・廃業等届出書(写し)及び直近の月末締め帳簿を提出

※税務署の受付印がない場合、これから税務署へ行っても受付印は受領できませんので、税務署に問い合わせを行うことは避けてください。

県対象施設の場合：静岡県内に対象施設を有し、かつ市内に事業所を置く中小企業及び個人事業主